長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)のお知らせ

■75歳になる月の自己負担限度額が調整されます。

今までの医療制度では月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった 場合、移る直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払う必 要がありました。これにより最高で限度額の2倍の金額を支払わなければならない場合がありましたが、 平成21年1月からは下図の例のように、月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度で限度 額が半額ずつになるように見直されました(1日生まれの方は、影響がないため対象外です)。

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します(対象者には、お知らせします)。 なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。

【図】 自己負担限度額が半額になる例(入院で医療費が高額になった例)

●Aさん74歳単身者(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1 月	2 月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円 	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計	44,400円 (国保·被用者保険44,400円)	44,400円 (国保·被用者保険22,200円、 長寿医療制度22,200円)	44,400円 (長寿医療制度44,400円)

DBさん75歳・Cさん74歳(2月生まれ)で区分が「一般」の場合

	1月 Bさん ¦ Cさん	2月 Bさん ¦ Cさん	3月 Bさん ¦ Cさん
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円 75歳で移行	
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円
合計	88,800円 (国保·被用者保険44,400円、 長寿医療制度44,400円)	66,600円 (国保·被用者保険22,200円、 長寿医療制度44,400円)	44,400円 (長寿医療制度44,400円)

※同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります。 ※外来の場合も同様に半額になります。 ※「現役並み所得者」「区分 I」「区分 I」の区分の方も同様に半額になります。 ※被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

■1月から窓口負担割合の判定基準が見直されました。

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる 方は、平成21年1月から1割負担になります。該当すると思われる方には、 個別にお知らせをお送りしています。

- ①同じ世帯内に、長寿医療制度の被保険者が一人である。
- ②同じ世帯内に、70歳~74歳の方が住んでいる。
- ③上記①と②の方の収入の合計額が520万円未満である。

※収入とは、前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得 に係る収入金額を除く) であり、必要経費(公的年金等控除や給与所 得控除など) や所得控除を差し引く前の額です。



■「年金差し引き」か「口座振替」を選択できます。

長寿医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

●申し出に必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳とお届け印、申出書

●申し出先

役場本庁又は各総合支所の高齢者医療係

※2月3日(火)までに申し出をすると、平成21年4月分の年金からの差し引きが中止され、7月から口座振替でお支払いいただくことになります(年間の保険料は変わりませんが、1回当たりの納付額が変わることがあります)。申し出は、随時受け付けていますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。なお、これまでの国保の納付実績などにより口座振替への変更が認められないことや、口座振替に切り替えた後に滞納が続いた場合は年金差し引きに戻ることがありますので、ご了承願います。

- ■お問い合わせ先/・北海道後期高齢者医療広域連合
- ・役場本庁保健福祉課高齢者医療係
- **10** 0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ・大成総合支所町民福祉課高齢者医療係
- **6** 0137-87-3311 **6** 01398-4-5511

10月から 始まりました

国民健康保険の保険税は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)と同様に、「特別徴収(いわゆる年金 天引き)」と「口座振替」いずれかの方法で納付いただく「選択制」となりました。 このため、下記対象の方々へ直接ダイレクトメール(郵送)にて手続の詳細をご案内いたします。

●対象者

①既に年金からのお支払いをされている方

平成20年11月末日現在、特別徴収(いわゆる年金天引き)されている方

②21年度4月以降から特別徴収対象となっている方

平成20年4月2日~平成20年10月1日の間に65歳になられた世帯主の方及び当町へ転入されて きた65歳以上の方

●「口座振替」による納付とされる場合には、お手続が必要となります。

①納付方法変更の届出

届出用紙は、ダイレクトメール(郵送)に同封しています。

②口座振替の依頼手続き

お取引先金融機関へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。

●「社会保険料控除」としての留意点

国民健康保険税は、所得税・住民税を計算する上で「社会保険料控除」対象となります。口座振替による納付方法へ変更された場合、口座振替により支払った方(口座名義人)に控除が適用されます。 口座振替による納付へ変更される場合は、社会保険料控除の影響についてご留意ください。詳細については下記までお問合せ願います。



- ■問い合わせ先/本庁税務課課税係 ☎ 0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所総務税務課税務係 ☎ 0137-87-3311/大成総合支所総務税務課税務係 ☎ 01398-4-5511